

平成29年10月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年10月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田清茂	委員
3番	池田龍子	委員
4番	石井孝雄	委員
5番	稲富克紀	委員
6番	上村孝二	委員
7番	内田洋一	委員
8番	緒方義範	委員
9番	笠幸夫	委員
10番	古賀誠一	委員
11番	古賀喜治	委員
12番	坂井康孝	委員
13番	平壯一	委員
14番	田中文	委員
15番	田中弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川嘉穂	委員
21番	松延洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎康洋	委員
24番	諸藤澄夫	委員

事務局の出席者は10名である。

議 長 それでは早速ですけども、10月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、1ページ目をお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から2ページ、6番までの6件です。

2ページ目をお願いいたします。

西部地域、7番、8番の2件です。

賃借権設定、西部地域、9番、1件です。

以上、1番から9番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから審議に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、3ページ目をお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町竹野、畑、102m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地となっていますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、2番から4ページ、5番まで、4件です。

2番、申請地、荒木町下荒木、田、2筆計183m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地となっていますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、藤山町、畑、4筆計2,175m²、申請理由、申請地に盛土をして畑として利用するものです。

農地区分は農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、例外規定を適用しております。

4番、申請地、城島町芦塚、田、69m²、申請理由、申請地に農家住宅を建設するものです。

農地区分は第1種農地になっていますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、例外規定を適用しております。

4ページをお願いいたします。

5番、申請地、三瀨町玉満、田、292m²、申請理由、申請地を集合住宅の敷地として拡張するものです。

なお、審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

日比生委員 それでは、東部審査会のほうからまいります。

審議番号1番でございます。地図も1番でございます。

転用の目的は、農家住宅の敷地を拡張するものですが、申請地の一部を既に住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当をいたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内を自然流下により、東及び南側水路へ放流されてあります。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されてあります。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにて土砂の流出を防ぐ対策をとられてあります。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断をしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

諸藤委員

それでは、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、申請地は既に住宅の敷地として利用されておりますので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、宅地内の既設排水施設を利用して、北側水路へ放流されてあります。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を利用して、北側水路へ放流されてあります。

被害防除につきましては、既存の法面を利用して、土砂の流出を防ぐ対策をとられてあります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。

農地区分については農用地になりますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透及び自然流下により既存水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

す。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、既存の農家住宅を取り壊して新たに農家住宅の建て直しを行うものですが、既に申請地が造成されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、擁壁を新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーも5番です。

転用目的は、集合住宅の敷地として拡張するものですが、申請地は既に集合住宅の敷地として利用されておりますので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、西鉄犬塚駅から700mのところ position しており、宅地化率が40%を超える区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側及び東側水路へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水については、合併浄化槽を経由して、東側水路へ放流されてあります。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにて土砂の流出を防ぐ対策をとられてあります。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 以上で審査会からの報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から6ページ、6番まで、6件です。

1番、申請地、山本町豊田、畑、201m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当しております。

2番、申請地、山本町豊田、畑、225m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町常盤、畑、2筆計290m²、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当しています。

なお、****様に関しましては、農地法第4条による同時申請となっております。

4番、申請地、北野町今山、田、1,300m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

6ページをお開きください。

5番、申請地、北野町今山、田、2筆計1,479m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

6番、申請地、北野町高良、畑、474m²、申請理由、申請地を借り受けて、コインランドリー及び有料駐車場として利用するものです。

西部地域、7番から7ページ、10番まで、4件です。

7番、申請地、荒木町下荒木、田、2筆計240m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当しております。

8番、申請地、荒木町白口、畑、336m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、安武町武島、畑、302m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

10番、申請地、三瀨町生岩、田、2筆計339m²、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅の施設として拡張するものです。

なお、****様に関しましては、農地法第4条による同時申請となっております。

なお、第3号議案につきましては、県農業会議の意見聴取案件はございません。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、それから西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

日比生委員 それでは、東部のほうからまいります。

審議番号1番でございます。地図ナンバーは6番でございます。

転用の目的は、露天駐車場として利用するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地であります。転用目的が農業の振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を經由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、西側及び南側隣接地につきましては申請地よりも地盤が高い位置にありますので、転用に伴う土砂の流出の恐れはございません。東側の道路につきましては、既存の擁壁を利用して流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号2番です。地図ナンバーは7番でございます。

転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次にまいります。審議番号3番でございます。地図ナンバーは8番でございます。

転用の目的は、農家住宅を建築するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地であります。転用目的が農業の振興に資する施設であるため不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請人が所有する東側隣接の宅地内にある既設排水施設に接続されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、東側隣接の宅地内にある既設排水施設へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

それでは、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用の目的は、宅地分譲（6区画）を行うものです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地に新設する道路に設置される側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画です。

次に入ります。審議番号5番でございます。地図ナンバーは10番です。

転用の目的は、宅地分譲（6区画）を行うものです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地に新設する道路に設置される側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号6番について説明します。地図ナンバーは11番でございます。

転用の目的は、コインランドリー及び有料駐車場を利用するものです。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園及び小学校がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して南側道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、敷地内に洗濯などで生じる繊維等を除去する排水施設を新設し、それを経由しまして市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び目隠しフェンスを新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断をしておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

諸藤委員

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバー12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、貸人が所有する西側の農地に地下埋設管を設置して北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水については市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、JR荒木駅から500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して、東側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に小学校と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、申請地は既に住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、農用区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既存の溜桝を経由し、西側の水路へ放流されております。

汚水・生活雑排水につきましても、既存の合併浄化槽を経由して西側の水路へ放流されております。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ対策をされております。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者
名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録
申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ
れましたので付議いたします。

第1区、1番、1件です。

1番、申請人、宮ノ陣町大杜、****、経営面積、5万1,609m²、農用地利用
計画に従い利用すると認められます。

第3区、2番、1件です。

2番、申請人、北野町石崎、****、経営面積、1万5,535m²、農用地利用計
画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。
続きまして、「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の
決定を求められましたので付議いたします。

第1区、1番から10ページ4番までの4件です。

1番、所在、荒木町荒木、田、4筆計8,505m²、推進機構への売り渡しとなりま
す。

2番、所在、善導寺町飯田、田、1,681m²、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在、善導寺町飯田、畑、1,239m²、推進機構からの買入れとなります。

10ページをお願いいたします。

4番、所在、宮ノ陣町五郎丸、田・畑、4筆計3,398m²、推進機構への売り渡し
となります。

第3区、5番、6番の2件です。

5番、所在、北野町石崎、田、2,855m²、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在、北野町大城、田、4,036m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から6番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第
3項の各号要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。

続きまして、「第6号議案 久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について」

農業委員会等に関する法律第7条の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)を作成したので、付議します。

久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)(第6号議案別紙のとおり)

まず、この指針についてですが、下のほうに参考に抜粋しておりますが、第7条の規定により、農業委員会は指針を定めるように努めなければならないとされております。また、その中に、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法について記すこととなっております。また、農業委員会は指針を定める場合、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとなっております。

この指針案につきましては、9月末の各推進会議の中で提案をさせていただき、意見を聴取したものとなっております。

それでは、第6号議案別紙の方をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

第1、基本的な考え方ですが、まず、この指針につきましては、農業会議が示した例をもとに、久留米市案として作成しておりますので、久留米市の状況について説明をさせていただきます。読み上げます。

「農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会における最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

久留米市では、地域ごとに特色のある多様な農業が営まれており、農地の利用状況や営農類型が異なっている。旧久留米地域の平野部では、米・麦・大豆、野菜、花卉、畜産などが営まれている。旧久留米地域の東部と田主丸地域では、果樹や植木

苗木、北野地域では、施設栽培による野菜の一大産地となっており、その種類は100種類を超える。城島・三瀨地域では米・麦・大豆やイチゴの栽培、養鶏などが営まれている。

本指針は、こうした地域の強みを生かしながら、活力のある農業・農村を実現していくことを目的として、「農地等の利用の最適化」を進めるため、法第7条第1項に基づき、久留米市農業委員会の基本方針として、具体的な目標と推進方法を定めるものである。

本指針は、久留米市の農業政策の基本方針を示した「久留米市食料・農業・農村基本計画」との整合性をとることとしており、当該計画が平成31年度に目標を定めていることから、同様に平成31年度を目標年度とする」としております。

まず、基本的な久留米市の状況をこちらの方で示しているところです。

次に、具体的な目標と推進方法ですが、農地の利用最適化の推進につきましては、大きな3つの指標が示されております。第1に遊休農地の発生防止・解消、第2に担い手への農地利用の集積・集約、第3に新規参入の促進の3本柱となっております。第1に、遊休農地の発生防止・解消について説明をいたします。

遊休農地解消の目標ですが、現状といたしまして、管内の農地面積8,762haに対し、遊休農地面積92ha、遊休農地の割合として1.05%となっております。目標としましては、遊休農地面積88haに減らしまして、割合として1%まで減少させることを目標としております。

この遊休農地の割合を1%としているのは、農業委員会が推進委員を設置する必要がない条件として、遊休農地1%未満と担い手への集積率7割という基準があるため、遊休農地については1%を目標としております。

2ページをお願いいたします。

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法となります。

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてです。

利用状況調査につきましては、1月から9月におきまして、皆様に活動していただいております。この場をかりてお礼を申し上げます。その利用状況調査、農地の状況に基づき、11月に利用意向調査を実施するよう計画をしております。

②農地中間管理機構との連携についてです。こちらにつきましては、利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構を利用すると希望された場合につきましては、事務局より中間管理機構のほうに報告をしております。

③非農地判断についてです。現在、推進化しているものの中に、山林や原野化した農地がございます。こういった原野化した農地につきましては、現在、非農地化について久留米市では取り組みを行ってないところです。国は現在、国は守るべき農地とそうでない農地を明確にしろという方針に現在なっており、久留米市においても農地として復元することができない農地について、非農地化をするかどうかも含め検討したいということで挙げさせていただいております。

続きまして、第2に、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。

担い手への農地の利用集積の現状といたしまして、管内の耕地面積8,670haに対し、集積面積6,730ha、集積率が77.62%となっております。目標としまして、80%を目指しております。目標の80%につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランの政策目標に基づき設定しております。

担い手への農地の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、①人・農地プランの作成・見直しについて、積極的に参画したいと考えております。人・農地プランとは、集落地域が抱える人と農地の問題を解決するため、地域の決定的な話し合いをもとに、市が計画を作成し、決定するものとなっております。

3ページをお願いいたします。

②農地中間管理機構との連携について、農業委員会は、市及び農地中間管理機構、農協等と連携し推進を図っていくこととしております。

③農地の利用権設定について、担い手の集積が進んでいる地域におきまして、利用権の再設定を推進します。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、または受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用とあわせて集落営農の組織化・法人化、新規参入受け入れ等推進する取り組みを考えております。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱いについては、公示手続を経て利用権設定ができるよう有効活用に努めたいと考えています。

そして、第3に、新規参入促進についてでございます。

新規参入促進の目標としまして、毎年度20人を挙げております。こちらにつきましては、市の計画に基づくものと整合性をとっているところです。

新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、①関係機関との連携について、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、認定農業者、地域参入希望者を把握して、相談会の実施を計画しています。

②企業参入の推進について、担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手に

なり得る存在であることから、中間管理機構等を活用して、積極的に企業の参入を図るとしております。

③農業委員会のフォローアップ活動について、農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、下限面積等の別段の検討を行いたいと考えております。農業委員及び推進委員は、新規参入の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うこととしております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

古賀(喜)委員 2ページの担い手についてです。集積率が現状で77%という非常に高い数値になっていますが、その要因としましては、個別の形態が多いのか、それとも組織形態が多くてこのようにパーセンテージが上がっているのか、教えていただきたいです。

議 長 事務局側。

事 務 局 こちらの集積、個人が多いか法人が多いかというお話だと思いますけど、最近はやはり法人の組織化というのを進めまして、法人が多くなってきたというのは実感しておるところでございますが、どちらが多いか、何%ぐらいの割合かというのは、そこまでの把握はしておりません。

古賀(喜)委員 ありがとうございます。結構です。

事 務 局 改めて調べまして、次回総会のときに報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 どうぞ。

手島委員 データを地区別に示してほしいです。私の受け持ちの山本・草野地区等。

事 務 局 わかりました。できる限り御要望にはお応えしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はございますか。

内田委員 小作料について質問したいと思います。小作料は、10年程前は1万6,000円だったと思います。その後、1万3,000円になったときは、確か農業委員会から1万3,000円になりましたという通達が来たと記憶しています。今、三瀧町では、水稲も安くなった、交付金も少なくなったという状況で、1万3,000円から1万円程になりつつあります。しかし、なかなか金額は変えにくいところがありますので、農業委員会の方から1万ぐらいでどうですかというような通達を出してもらおうと有り難いのですが。質問してほしいと頼まれたもので、お願いします。

事務局 今御質問がありました標準小作料については、農業委員会で決定しているわけではございません。というのが、この標準小作料というのは、利用権の設定、すなわち利用権の貸し借りの契約に基づいて、契約された金額の平均値を毎年出させて、提示をさせていただいております。久留米市で契約された平均的な値をとると、この金額ですというのを毎年提示させていただいているところです。また、その契約の中には、反当米1俵という契約もかなりございます。そういったものについては、JAのほうに米の単価、1俵当たりの単価を聞き取りしまして、その単価を今現在であれば1万3,000円ぐらいだと思いますが、その金額を提示させていただいているところです。以前は、1俵当たり1万6,000円程のまだ高い金額でしたが、金額が下がってきている状況でございます。よってこれまでも、農業委員会からこの金額ですということは、示していない状況でございます。今後とする予定はございません。あくまでも情報提供ということで、今現在、お示しをしているところでございます。

内田委員 貸し手と借り手で話し合いということですね。

事務局 そうですね。金額については、貸し手さん、借り手さんのお話し合いになりますので、あくまでもお二人で話し合ってくださいというのが、大前提です。

議 長 この件については、利用権設定として農業委員会で取りまとめ会を行います。お互いに話し合いをされて、その取りまとめ会の場で金額を提示されますので、これは

もうばらばらですね。例えば、認定農業者の方で、農地を管理するという意味で無償の契約をする場合もありますし、米が1俵であったり、米をもらってもどうしようもないという方は金額を提示されたり。

深川委員 あと水利費等の関係で金額が違う。

議長 そうですね、水利費を貸し手が支払うか、借り手が支払うか、でも変わってきますね。話し合いをして決めていただくということではないでしょうか。
では、ほかに質疑はございませんか。

「なしの声」

議長 それでは質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、現体制においてこの指針に基づき、今後活動を行っていくこととなります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について」

「報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取消願について」

「報告第6号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はありませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。したがって、報告第1号から報告第6号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、石井孝雄委員、16番、手島富士雄委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。